



宮 崎 県 公 報

平成21年8月10日(月曜日)第2107号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
 合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

公 告	頁	○採石業務管理者試験の実施…………… (工業支援課) 1
○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (社・協・財・団) 1		公安委員会公告
		○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 1

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成21年8月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年7月8日	特定非営利活動法人 夢くらぶ	奥田 美保子	宮崎県東臼杵郡門川町加草5丁目52番地	この法人は、障害のある人や高齢者等、社会生活をしていく上で手助けを必要とする人々が、安心して過ごせる地域社会を実現するために、利用する側の視点に立った在宅介護事業等による地域福祉サービス活動等を行い、もって障害者や高齢者の福祉及び保健の増進等に寄与することを目的とする。

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、第38回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成21年8月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 試験の日時

平成21年10月9日(金曜日)午前10時から正午まで

2 試験の場所

宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県庁7号館 744号室

3 受験願書の受付期間

平成21年8月31日(月曜日)から9月18日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。なお、郵送の場合は、9月18日付けの消印のあるものまで有効とする。

4 受験願書の提出先

宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県商工観光労働部工業支援課

5 受験願書の提出方法

郵送又は持参

6 受験手数料

8,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)

7 その他

(1) 受験願書は、宮崎県商工観光労働部工業支援課において配布する。

郵送を希望する場合は、返信用封筒(21センチ5ミリ×30センチ以上)に切手をはり、あて先明記の上請求すること。

なお、県庁ホームページからダウンロードすることもできる。

(2) 詳細については、宮崎県商工観光労働部工業支援課(電話0985(26)7095)に問い合わせること。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第16号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成21年8月10日

宮崎県公安委員会委員長 野 中 玄 雄

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務区分	講 習 の 実 施 日	定 員
追加取得講習	1号警備業務	平成21年10月13日から16日	20名

2 講習の対象者

(1) 追加取得講習

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎地域職業訓練センター 電話0985-58-1554

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務区分	提出日時
1号警備業務	9月1日(火)から9月11日(金)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の各アに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の各イに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の各ウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の

区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の各エに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の各オに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し（追加取得講習受講者に限る。）

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

種類	警備業務区分	手数料
追加取得講習	1号警備業務	23,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用する。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。